

枚方市新型インフルエンザ等対策
まん延防止マニュアル

平成 28 年 4 月

目 次

I	はじめに	1
1.	まん延防止マニュアルの対象	1
2.	まん延防止マニュアルの策定目的	1
3.	今後の活用及び改定等	1
II	まん延防止策の基本方針	2
III	外出自粛要請・施設の使用制限等の要請等	3
1.	概 要	3
(1)	新型インフルエンザ等緊急事態宣言と特措法第 45 条	3
(2)	外出自粛等の要請	4
(3)	施設の使用制限等の要請等	4
2.	「外出自粛等の要請」及び「施設の使用制限等の要請等」の期間・区域	5
(1)	期間の決定	5
(2)	区域の決定	5
3.	施設の使用制限等の要請等における施設類型ごとの考え方	6
(1)	施設区分ごとの対象施設	6
(2)	留意点	7
4.	区分 1 該当施設の把握と事前の準備	10
(1)	対象施設把握等の役割分担	10
(2)	事前の準備	10
5.	区分 2、3 該当施設への周知と協力要請	11
IV	外出自粛要請・施設の使用制限等の要請等の実施手順	13
1.	外出自粛制限実施手順	13
2.	施設の使用制限等に係る全ての区分の施設への一斉の協力要請	13
3.	施設の使用制限等に係る区分 1・3 該当施設への要請等の手順	14

I はじめに

1. まん延防止マニュアルの対象

まん延を防止するための現実的な方策としては、感染経路に介入すること、すなわち、人と人との接触をできる限り抑制する必要がある。

まん延防止策は5種類があり、各マニュアル等での記載対象は、以下のとおりとする。

まん延防止策	内 容	マニュアル等
患者対策	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号。以下「感染症法」という。）による入院措置や消毒等	●患者発生時の保健所対応マニュアル
濃厚接触者対策	・感染症法に基づき、同居者等患者との濃厚接触者に対し行われる健康観察、外出自粛の要請等の感染対策	●患者発生時の保健所対応マニュアル ●医療体制整備ガイドライン
個人対策	・マスク着用、咳エチケット、手洗い等個人が実施する感染対策	●市民向け対策ガイド
地域対策	・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）により行われる外出自粛要請や施設の使用制限等	●まん延防止マニュアル
	・学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による臨時休業	
職場対策	・企業等では出勤人数を減らす体制をとるとともに可能な限り事業継続を行う。 ・多数の顧客が集まる場合の感染対策 等	●事業者・職場における対策ガイドライン

※地域対策のうち、学校保健安全法に基づく臨時休業等については、特措法対象以外は教育委員会等において行われるため、当マニュアルの対象とはしない。

※なお、予防接種については、予防接種マニュアルを参照のこと。

2. まん延防止マニュアルの策定目的

地域対策とは、患者、無症状病原体保有者と多くの非感染者が接触する機会を可能な限り減らすことにより、新たな患者の急激な増加をできるだけ抑制する対策をいう。

この地域対策を効果的に実施するとともに、個人の基本的な人権を侵害することもありうることから、適正な手続きにより実施するために策定する。

3. 今後の活用及び改定等

当マニュアルは、国や大阪府の方針変更や社会情勢の変化、更に、最新の知見や訓練等の結果を反映し、現状に即したものとするため、適宜改定するものとする。

Ⅱ まん延防止策の基本方針

ウイルスの病原性等の状況や感染の拡大状況等により対策を選択し、新型インフルエンザ等の病原性が季節性インフルエンザと同等であることが判明した場合等、季節性インフルエンザ対策よりも強い対策を実施する必要性がないことが明らかになった場合には、特別の対策を速やかに停止する。

患者数の増加に伴い、医療提供体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる重症者・死亡者数の増加が予測される特別な場合には、大阪府が、特措法第 45 条による外出自粛等の要請や施設の使用制限等、患者数のピークを抑制するための対策を実施するので、本市も適宜協力する。

なお、学校の臨時休業や施設の使用制限等の要請等は、対策解除後にかえって患者が増加する等のリスクがあることに留意して、制限期間経過後の延長ないし対策について、大阪府が、的確に評価を行い、判断するので、本市もその対策等に協力する。

また、公共交通機関については、市民生活の安定を図る観点から、特措法第 45 条の施設制限対象ではないが、適切な運送を図る観点から、国、大阪府及び本市が連携して、感染の症状がある者が乗車しないことや、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用、不要不急の利用の抑制等の呼びかけを行う。緊急事態宣言発出時における更なる方策の可能性については、国土交通省を中心に、国立感染症研究所等関係機関により、調査研究を行ったうえで検討することとなっている。

【参考：発生段階における対策例】

発生段階	緊急事態宣言発出時の特定都道府県知事の対策	左記以外の対策
府内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ●特措法第 45 条 外出自粛要請及び施設の使用制限 	<ul style="list-style-type: none"> ●特措法第 24 条第 9 項 公私の団体等に対する必要な措置の協力要請
府内感染期		

※病原性が不明な新型インフルエンザや治療法のない新感染症の場合、医療体制の確保と社会的混乱を抑止するため、まん延防止策を効果的に実施する必要がある。

Ⅲ 外出自粛要請・施設の使用制限等の要請等

1. 概 要

- ・国内で発生した新型インフルエンザ等が特措法に定める要件に該当する場合には、国は、緊急事態宣言を発出し、基本的対処方針により、外出自粛要請や施設の使用制限等の要請等に関する特措法第45条の運用について定める。
- ・外出自粛等の要請・施設の使用制限等の要請等は、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を及ぼすことから、大阪府が、対策の効果と影響とを総合的に判断し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報の発出状況の変化に応じて、実施する対策の決定や実施している対策の縮小・中止について、柔軟に判断し実施する。
- ・本市は、緊急事態宣言が発出され、大阪府が必要に応じ、外出自粛等の要請・施設の使用制限等の要請等を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言と特措法第45条

① 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の概要

- ・政府対策本部長は、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び経済に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められた事態を新型インフルエンザ等緊急事態（以下「緊急事態」という。）として、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を実施すべき区域等を示して、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を発出する。

【緊急事態宣言の内容】

- 緊急事態が発生した旨
- 緊急事態措置を実施すべき期間（2年以内、但し1年延長可）
- 緊急事態措置を実施すべき区域
- 緊急事態の概要

- ・緊急事態宣言の対象区域は、概ね発生地域及びその隣接都道府県ごとの区域を想定しているが、まん延状況や社会的混乱状況の拡がりを総合的に勘案しながら決定される。
- ・緊急事態宣言の対象となる区域を所管する都道府県知事及び市町村長は、特定都道府県知事、特定市町村長として、特措法第4章に定める緊急事態措置を講じることが可能となる。
- ・どのような緊急事態措置を講じるかについては、政府対策本部において基本的対処方針を変更して定められる。

②特措法第 45 条に定める緊急事態措置

- ・緊急事態宣言が発出され、緊急事態宣言区域として決定された区域の都道府県知事（特定都道府県知事）が、基本的対処方針により講ずべき緊急事態措置として位置づけられた場合に実施できる措置である。
- ・感染症法その他の法律によるまん延防止では十分に対応できず、国民生活、経済並びに医療提供体制に渡る社会的混乱に対処するために、一般国民、施設の管理者に着目して講じる措置である。

(2) 外出自粛等の要請

本市は、大阪府が行う外出自粛等の要請に適宜協力する。

①要件

- ・緊急事態宣言区域に指定されていること。
- ・基本的対処方針において講じるべき措置として位置づけられていること。
- ・府域において、感染のまん延により府民生活や府民経済の混乱が生じるおそれがあり、当該措置を講じる必要性があること。

②要請の内容

特定都道府県知事（災害対策課）は、住民全般を対象に、潜伏期間及び治療までの期間並びに発生の状況を考慮して期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと、その他の感染の防止に必要な協力を要請する。

なお、③に示すような生活の維持に必要な外出については、要請の対象外であるため、冷静な対応を促す。

③要請の対象とならない外出

医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など生活の維持に必要なもの

(3) 施設の使用制限等の要請等

本市は、大阪府が行う施設の使用制限等の要請等に適宜協力する。

①要件

- ・緊急事態宣言区域に指定されていること。
- ・基本的対処方針において講じるべき措置として位置づけられていること。
- ・府域において、感染のまん延により府民生活や府民経済の混乱が生じるおそれがあり当該措置を講じる必要性があること。

②要請の内容

- ・特定都道府県知事（災害対策課）は、学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設の管理者又はそれらを使用して催物を開催する者に対し、期間を定めて施設の使用制限若しくは停止又は催物の開催制限、若しくは停止するよう要請することができる。

- ・ 正当な理由がないのに要請に応じないときは、特定都道府県知事（災害対策課）は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認める場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができる。

③要請・指示の公表

特定都道府県知事（災害対策課）は、要請・指示を行ったときは、要請・指示が行われたことを知らないまま府民が当該施設を利用することのないよう、要請・指示の内容を公表する。

2. 「外出自粛等の要請」及び「施設の使用制限等の要請等」の期間・区域

(1) 期間の決定

- ・ 不要不急の外出の自粛等要請及び施設使用制限等の要請等の期間は、政府対策本部が、まん延防止のために効果があると考えられる期間を、基本的対処方針で示す。
- ・ 基本的対処方針で示す期間は、発生時にその時点の知見を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を得て政府対策本部が決定する。

【想定】

- ・ 新型インフルエンザについては、季節性インフルエンザの潜伏期間が2～5日間、発症から治癒までの期間が概ね7日間程度であることを踏まえ、概ね1～2週間程度の期間となることが想定される。
- ・ 但し、発生した新型インフルエンザの特性及び医療提供能力の状況により、1週間単位で延長することも想定される。
- ・ なお、新感染症については、上記の限りではない。

(2) 区域の決定

- ・ 不要不急の外出の自粛等要請及び施設使用制限等の要請等の区域は、特定都道府県知事が、基本的対処方針で示された区域の考え方を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生の状況を考慮して、地域の実情に応じ、まん延防止効果があると考えられる区域を定める。

【想定】

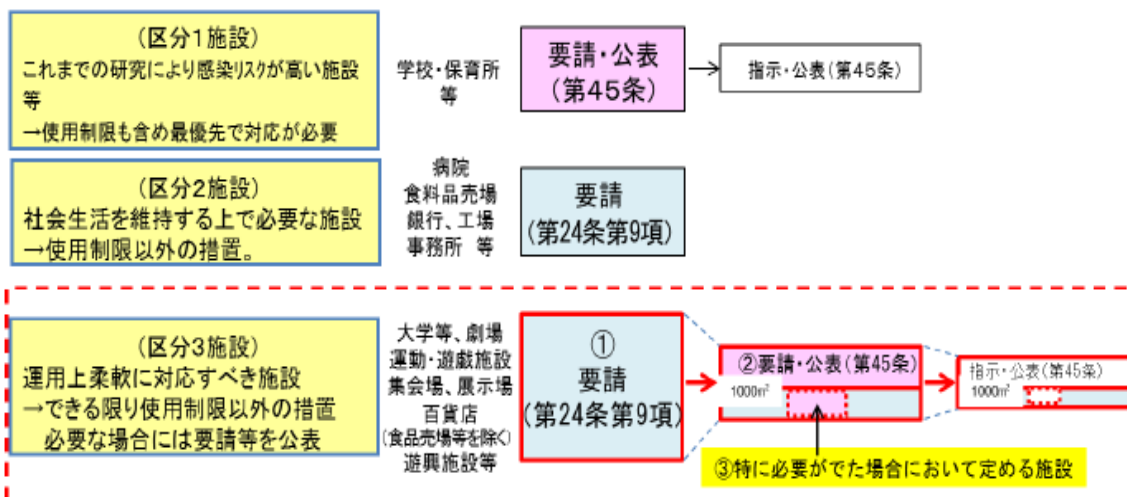
区域は、発生時に基本的対処方針において、人の移動実態（道路、通勤・通学圏、商業圏等）等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県のブロック単位）とすることが想定される。

3. 施設の使用制限等の要請等における施設類型ごとの考え方

新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点から、施設の区分ごとに、適切な対応を行う。

※特措法第45条の措置は、指示まで至る措置。また個別施設名が公表される。

特措法第24条第9項の措置は、指示まで至らない措置。また公表もされない。



(1) 施設区分ごとの対象施設

区分1	<ul style="list-style-type: none"> ○学校 ○保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る）
区分2	<ul style="list-style-type: none"> ・病院又は診療所 ・卸売市場、食料品売場 ・飲食店、料理店 ・ホテル又は旅館 ・簡易宿所又は下宿 ・車輛の停車場又は船舶、旅客機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの ・工場 ・銀行 ・事務所 ・保健所、税務署その他不特定多数の者が利用する官公署 ・公衆浴場 その他
区分3	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、専修学校(高等課程を置く専修学校を除く)、各種学校その他これらに類する教育施設 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂 ・展示場 ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他国民生活及び国民経済の安定を確保するために必要な物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く） ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) ・体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場その他これらに類する運動施設又は遊技場 ・博物館、動物園、水族館、美術館又は図書館 ・キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊戯施設 ・理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を含む店舗 ・自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する学習支援を含む施設 <p>※上記の施設のうち、1,000㎡超の施設が対象。</p>

※区分1に分類されない入所施設及び訪問系福祉事業事務所は、特措法第45条の要請等の対象とならない。

(2) 留意点

- ・区分1の詳細は、別紙の表に記載のとおりで、感染のリスクが高く、その地域の感染拡大の原因となる可能性が高いことから、積極的に特措法第45条第2項に基づき施設の使用制限を行う。
- ・1,000㎡の面積要件については、建築物の床面積の合計を指す。
例えば、全フロア面積が1,200㎡で、食品売場面積が300㎡の場合、食料品売場以外の面積は900㎡で1,000㎡以下となるが、全フロア面積が対象となるため、使用制限の対象となるが、食品売場のみ施設制限の対象外となるため、営業することが可能となる。
- ・区分3の施設については、1,000㎡以下の施設であっても、まん延防止の目的が達成できない差し迫った状況が認められる場合には、特措法施行令第11条第1項第14号に基づき、厚生労働大臣が特に定めたカテゴリの施設は、基本的対処方針を改め、特措法第45条に基づき、施設の使用制限等の要請を行う。

【想定例】

平成21年のパンデミックの際には、学校等が休業になり、一部の地域で生徒等が自宅待機せず1,000㎡以下の施設に集まる行為等があり、感染が拡大する懸念が報告された。
このような場合、1,000㎡以下の施設であっても使用制限の要請等の対象とするもの。

- ・特措法第45条第2項に基づく要請を行う場合、例えば、博物館等入場者数の制限を行うことにより、人と人との接触を避けることができる施設については、基本的対処方針において、柔軟な対応として、使用制限以外の以下の柔軟な対応を検討する。

【使用制限以外の柔軟な対応】

- 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理
- 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- 手指の消毒設備の設置
- 施設の消毒
- マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- 上記に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

- ・特措法第45条第2項の要請の前に、府対策本部長は、特措法第24条第9項の任意の協力要請を行うが、その要請内容は、特措法第45条第2項の措置を参考に基本的対処方針において示すこととなるが、施設等の公表等を行わない。

使用制限対象施設（a、b）一覧

	施設の種類	対象施設等（担当部署）
a 学校（bに掲げるものを除く。）		
1	幼稚園	市立幼稚園一覧参照（学務課）
2	小学校	市立小学校一覧参照（学務課）
3	中学校	市立中学校一覧参照（学務課）
b 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）		
1	障害者グループホーム・ケアホーム	障害者関係施設一覧参照（障害福祉室）
2	日中サービス系事業所	障害者関係施設一覧参照（障害福祉室）
3	入所施設（住居系サービス事業所）	障害者関係施設一覧参照（障害福祉室）
4	指定特定相談支援事業所、地域活動支援センター	障害者関係施設一覧参照（障害福祉室）
5	障害児通所支援事業所	障害者関係施設一覧参照（障害福祉室）
6	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	障害者関係施設一覧参照（障害福祉室）
7	通所介護を行う施設	デイサービス一覧表参照（福祉指導監査課）
8	通所リハビリテーションを行う施設	デイケア一覧表参照（福祉指導監査課）
9	短期入所生活介護を行う施設	ショートステイ一覧表参照（単独型あり）（福祉指導監査課）
10	短期入所療養介護を行う施設	ショートステイ一覧表参照（福祉指導監査課）
11	特定施設入居者生活介護を行う施設（短期入所のみ特措法対象）	有料老人ホーム一覧表参照（住宅型除く）（福祉指導監査課）
12	小規模多機能型居宅介護を行う施設	小規模多機能型居宅介護一覧表参照（福祉指導監査課）
13	認知症対応型共同生活介護を行う施設（短期入所のみ特措法対象）	グループホーム一覧表参照（福祉指導監査課）
14	地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設（短期入所のみ特措法対象）	（福祉指導監査課）
15	看護小規模多機能型居宅介護を行う施設	（福祉指導監査課）
16	街かどデイハウス	街かどデイハウス一覧表参照（高齢社会室）
17	日常生活支援総合事業実施拠点（通所事業に限る）	デイサービスと併設以外（高齢社会室）
18	地域密着型通所介護を行う施設	地域密着型通所介護一覧表参照（福祉指導監査課）
19	留守家庭児童会室	留守家庭児童会室一覧参照（放課後子ども課）
20	児童発達支援センター	市立幼児療育園、市立すぎの木園（子育て支援室）
21	認定こども園	保育所等一覧参照（子育て支援室）
22	保育所	保育所等一覧参照（子育て支援室）

23	認可外保育施設	認可外保育施設一覧参照（子育て支援室）
24	小規模保育事業実施施設	保育所等一覧参照（子育て支援室）
25	地域子育て支援拠点施設	保育所等一覧参照（子育て支援室）
（特措法対象外施設）		
26	特別養護老人ホーム	特養一覧表参照（福祉指導監査課）
27	地域密着型特別養護老人ホーム	地域密着型特養一覧表参照（福祉指導監査課）
28	介護老人保健施設	老健一覧表参照（福祉指導監査課）
29	住宅型有料老人ホーム （サービス付き高齢者向け住宅を含む）	有料老人ホーム、サ高住一覧表参照 （特定施設を除く）（福祉指導監査課）
30	養護老人ホーム	松風荘（福祉指導監査課）
31	軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）	軽費（ケアハウス）一覧表参照（福祉指導監査課）

4. 区分1 該当施設の把握と事前の準備

(1) 対象施設把握等の役割分担

① 学校、保育所等

施設(所管施設のみ)	担当部署	備考
公立の学校	教育委員会	
私立の学校		(府) 府民文化部私学・大学課
認可保育所、認定こども園 認可外保育施設	子育て支援室	
集約	危機管理室	

※学校とは、学校教育法第1条及び第124条に規定するもの

② 介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る）

施設(所管施設のみ)	担当部署	備考
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設	障害福祉室	
児童福祉法に基づく施設	子育て支援室	
	放課後子ども課	
介護保険法に基づく施設	長寿社会推進室	
老人福祉法に基づく施設		

(2) 事前の準備

本市は、大阪府が行う下記の対応に協力する。

- ・ 対象施設を把握する。
- ・ 緊急の連絡方法を整備し、変更等が生じた場合は随時修正する。
- ・ 対象施設に対しては、事前に、新型インフルエンザ等発生時には特措法第45条第2項による休業等について積極的な協力を要請する。

【事前周知の内容】

- 特措法の概要及び同法第45条第2項の内容
- 休業の要請等の方法
- 発生時における情報収集の依頼（府・市ホームページ・メディア等）
- 休業要請等があった場合の各施設における対応を事前に決定し準備を行うこと

5. 区分2、3 該当施設への周知と協力要請

①区分2 該当施設への事前周知

区分2 該当施設は、特措法第24条第9項に基づく、府対策本部長による任意の協力要請の対象となる。

本市は、事前周知について、大阪府の所管部署が業界団体等を通じて周知を行うことに協力する。

【参考：大阪府新型インフルエンザ等対策まん延防止マニュアルより】

施設（所管施設のみ）	周知担当部署
病院又は診療所	健康医療部保健医療室
卸売市場	環境農林水産部流通対策室
食料品売場	商工労働部中小企業支援室
飲食店、料理店	健康医療部食の安全推進課
ホテル又は旅館	健康医療部環境衛生課
簡易宿所又は下宿	
車輛の停車場（電車、モノレール等の駅舎）	都市整備部交通道路室・危機管理室
船舶の旅客用施設	港湾局・危機管理室
空港の旅客用施設	政策企画部戦略事業室・危機管理室
銀行	商工労働部中小企業支援室
工場	府ホームページによる周知 危機管理室（市町村への協力依頼）
事務所	
窓口業務のある官公署	全部局（出先機関含む） 危機管理室（市町村）

【事前周知の内容】

- 特措法の概要及び同法第24条第9項の内容
- 協力要請の内容と伝達方法（府・市ホームページ等）
- 発生時における情報収集の依頼（府・市ホームページ・メディア等）

②区分3 該当施設への事前周知

本市は、大阪府が行う下記の対応に協力する。

- ・区分3の施設のうち、1,000㎡を超える施設については、府危機管理室が市危機管理室（枚方寝屋川消防組合）と連携して事前に対象施設を把握する。
- ・把握した対象施設については、事前にリスト化しておく。
- ・対象施設に対しては、事前に、新型インフルエンザ等発生時には、特措法第24条第9項による協力依頼及び第45条による施設の使用制限等について協力を要請する。

【事前周知の内容】

- 特措法の概要及び同法第 24 条第 9 項、第 45 条の内容
- 施設の使用制限の要請等の方法
- 発生時における情報収集の依頼（府・市ホームページ・メディア等）
- 休業要請等があった場合の各施設における対応を事前に決定し準備を行うこと

IV 外出自粛要請・施設の使用制限等の要請等の実施手順

大阪府が行う外出自粛制限実施手順は、以下のとおり。本市においても、大阪府とともに協力要請、情報提供等を行う。

1. 外出自粛制限実施手順

Step1 要件を満たしているか確認

- ①緊急事態宣言区域に指定されているか
- ②基本的対処方針に講じるべき対象の措置として位置づけられているか
- ③府域において、感染のまん延により府民生活や府民経済に混乱が生じるおそれがあり、当該措置を講じる必要性があるか

Step2 府対策本部を開催

①有識者の意見を聴取する

- ・ Step1 ③について
- ・ 対象区域

〔基本的対処方針で示された区域の考え方を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生の状況を考慮し、地域の実情に応じ、まん延防止効果のある区域〕

②有識者の意見を踏まえて、期間と対象区域を決定する

〔期間は、基本的対処方針で効果があると考えられる期間が示される〕

Step3 対策本部長による記者発表

府民全般に対し、期間と区域を示し、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと、その他の感染の防止に必要な協力を要請する。

Step4 あらゆる媒体を活用し情報提供

※情報提供・共有マニュアル参照

2. 施設の使用制限等に係る全ての区分の施設への一斉の協力要請

- ・ 特措法第 45 条に基づく、特定都道府県知事が行う要請等を実施する前段階として、全ての区分ごとに、全ての規模の施設や催物を対象に、特措法第 24 条第 9 項に基づく協力の要請を行う。

【協力要請の具体的な内容】

- ・ 特措法第 45 条第 2 項に定める使用制限以外の柔軟な措置(P. 7)を参考に要請を行う。
- ・ 場合によっては、施設の一時的休業の要請を行う。
- ・ 要請の際に、要請に応じない場合は、特措法第 45 条に基づく要請・指示を行うことがあることを併せて周知する。

- ・ 区分1に該当する施設については、感染拡大を防止する観点から、積極的に第45条に基づき、休業の要請を行うことは可能。
 - ・ 協力要請は、施設ごとの大阪府及び本市の担当部局(P.10~11)が行う。
 - ・ 併せて、対策本部長による記者発表を行うとともに、あらゆる媒体により周知を行う。
- ※情報提供・共有マニュアル参照

- ・ 次の段階として、第24条第9項に基づく協力要請に応じない区分3に該当する施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(1,000㎡超の施設)に対してのみ限定的に特措法第45条第2項に基づく個別の要請等を行うこととする。

3. 施設の使用制限等に係る区分1・3該当施設への要請等の手順

Step1 要件を満たしているか確認

- ①緊急事態宣言区域に指定されているか
- ②基本的対処方針に講じるべき対象の措置として位置づけられているか
- ③府域において、感染のまん延により府民生活や府民経済に混乱が生じるおそれがあり、当該措置を講じる必要性があるか

Step2 関西広域連合と連携調整

- ・ 区域や期間等において隣接する府県との連携が必要な場合は、関西広域連合を通じて連絡調整を行う。

Step3 府対策本部を開催

①有識者の意見を聴取する

ア. Step1 ③について意見聴取

イ. 対象区域について意見聴取

[基本的対処方針で示された区域の考え方を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生の状況を考慮し、地域の実情に応じ、まん延防止効果のある区域について意見聴取]

②有識者の意見を踏まえて、期間と対象区域を決定する

[期間は、基本的対処方針で効果があると考えられる期間が示される]

Step4 対策本部から対象となる施設管理者及び催物の主催者に要請

- ・ 区分1の施設に対しては、Ⅲ-4. - (1)と同じ役割分担で要請を行う。
- ・ 区分3の施設に対しては、大阪府危機管理室が本市危機管理室と連携して、公表を行うことを周知し、要請を行う。

Step5 要請の内容を公表

- ・ 府対策本部長による記者発表及びあらゆる媒体による情報提供
[対象施設及び期間]

※情報提供・共有マニュアル参照

Step6 正当な理由なく要請に応じていない施設には指示

- ・ 区分1の施設に対しては、Ⅲ－4. ー（1）と同じ役割分担で指示の通知を行う。
- ・ 区分3の施設に対しては、大阪府危機管理室が本市危機管理室と連携して指示の通知を行う。

Step7 指示の内容を公表

- ・ 府対策本部長による記者発表及びあらゆる媒体による情報提供
[対象施設等]

※情報提供・共有マニュアル参照